

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和3年3月12日（金）

午前9時

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第29号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保）
- 2 議案第11号 令和3年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について（国保）
- 3 議案第13号 令和3年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について（国保）
- 4 議案第39号 令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第5回）について（高齢）
- 5 議案第21号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 6 議案第12号 令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について（高齢）
- 7 議案第22号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 8 議案第23号 山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 9 議案第24号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）

- 10 議案第 2 5 号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 11 議案第 1 5 号 令和 3 年度山陽小野田市病院事業会計予算について（病院）
- 12 議案第 2 6 号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 13 議案第 2 7 号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 14 議案第 2 8 号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 15 議案第 3 7 号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について（市民）

議案第29号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

平成30年度税制改正(令和3年1月1日施行)に伴い所要の改正を行うもの。

2. 税制改正の概略

- イ 給与所得控除を一律10万円引き下げる。
- ロ 公的年金等控除を一律10万円引き下げる。
- ハ 基礎控除額を一律10万円引き上げる。

※イ、ロについて、給与所得、年金等所得の両方を有する場合は、それぞれが10万円の引き下げとならないよう、給与所得の金額が調整される。

※ロについて、公的年金収入が1,000万円を超える場合は、控除額の上限が195.5万円となる。

※ロについて、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。

(1,000万円超~2,000万円以下→控除額引き下げ額=ロ+10万円、2,000万円超→控除額引き下げ額=ロ+20万円)

※ハについて、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で控除が消滅する。

3. 税制改正の国民健康保険制度への影響

① 所得割額の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」

給与所得	影響なし
年金等所得	影響なし
事業所得	減額の可能性あり

② 保険料軽減判定基準

均等割及び平等割の7割、5割、2割の軽減措置について、税制改正前に該当していた世帯が、改正後に軽減から外れてしまう可能性があるため、条例を改正して、その可能性を遮断する必要がある。

4. 条例改正内容

①（第22条関係）保険料の減額に係る算定方法の変更

軽減判定所得の算定（所得が下記基準以下の場合に軽減に該当）

軽減基準	現行	改正後
7割軽減	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（43万円）+10万円 ×（給与所得者等 [*] の数-1）
5割軽減	基礎控除額（33万円）+28.5万円 ×（被保険者数）	基礎控除額（43万円）+28.5万円 ×（被保険者数）+10万円× （給与所得者等の数 [*] -1）
2割軽減	基礎控除額（33万円）+52万円 ×（被保険者数）	基礎控除額（43万円）+52万円 ×（被保険者数）+10万円×（給 与所得者等 [*] の数-1）

※給与所得者等：一定の給与所得者及び公的年金等に係る所得を有するもの。

※10万円×（給与所得者等の数-1）は、給与所得者等が2名以上ある場合のみ。

<改正後の解説>

$$\begin{aligned} & 43万円+10万円×（給与所得者等数-1） \\ & =43万円+10万円×給与所得者等数-10万円 \\ & =43万円-10万円+10万円×給与所得者等数 \\ & =33万円+10万円×給与所得者等数 \end{aligned}$$

②（第16条関係）一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定の変更

所得割額の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額」のうち、「土地・建物等に係る長期・短期譲渡所得金額」について、あらたに「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」が追加されたもの。

③（附則第8関係）公的年金所得に係る保険料の減額賦課の特例

軽減判定所得の算定における公的年金等を有する者について、本則では65歳以上の者にあつては、公的年金等の収入が110万円を超えるものについて人数参入することとされているが、本特例により、当面の間、125万円を超える者について人数参入することとされる。

税制改正に伴う軽減判定基準計算例

● 例1 (65歳以上単身:年金収入のみ)

改正前	年金収入	年金等控除額	判定所得金額	軽減判定基準額(7割軽減) 基礎控除相当(33万円)
	165万円	135万円	30万円	

改正後	年金収入	年金等控除額	判定所得金額	軽減判定基準額(7割軽減) 基礎控除相当額(43万円)
	165万円	125万円	40万円	

● 例2 (65歳以上夫婦:年金所得のみ)

改正前	年金収入		年金等控除額	判定所得金額	軽減判定基準額(5割軽減) 基礎控除相当(33万円)+28.5万円×2名=90万円
	夫	180万円	135万円	45万円	
	妻	170万円	135万円	35万円	
	合計			80万円	

改正後	年金収入		年金等控除額	判定所得金額	軽減判定基準額(5割軽減) 基礎控除相当額(43万円)+10万円×(給与等所得者(2名)-1)+28.5万円×2名 =110万円
	夫	180万円	125万円	55万円	
	妻	170万円	125万円	45万円	
	合計			100万円	

1 被保険者数推移

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被保険者数	13,293	12,880	12,577	12,259

2 被保険者1人当たり医療費の推移

単位:円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本市	448,092	462,813	476,531	492,749
対前年度比(%)	103.6	103.3	103.0	103.4
県内市町平均	435,854	447,912	452,340	468,146
対市町平均比(%)	102.8	103.3	105.3	105.3

3 保険料収納率の推移

単位:%

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現年度分収納率	92.41	92.91	92.71	94.20
過年度分収納率	25.21	23.05	20.95	23.67

4 高額療養費の推移

単位:千円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高額療養費	586,716	581,932	640,990	676,549
対前年度比(%)	97.57%	99.18%	110.15%	105.55%

5 事業費納付金推移

単位:千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予定)
総額	1,593,880	1,747,939	1,701,954	1,599,756
対前年度増減	1,593,880	154,059	▲ 45,985	▲ 102,198
対前年度比(%)	—	109.7	97.4	94.0

6 基金残額

単位:千円

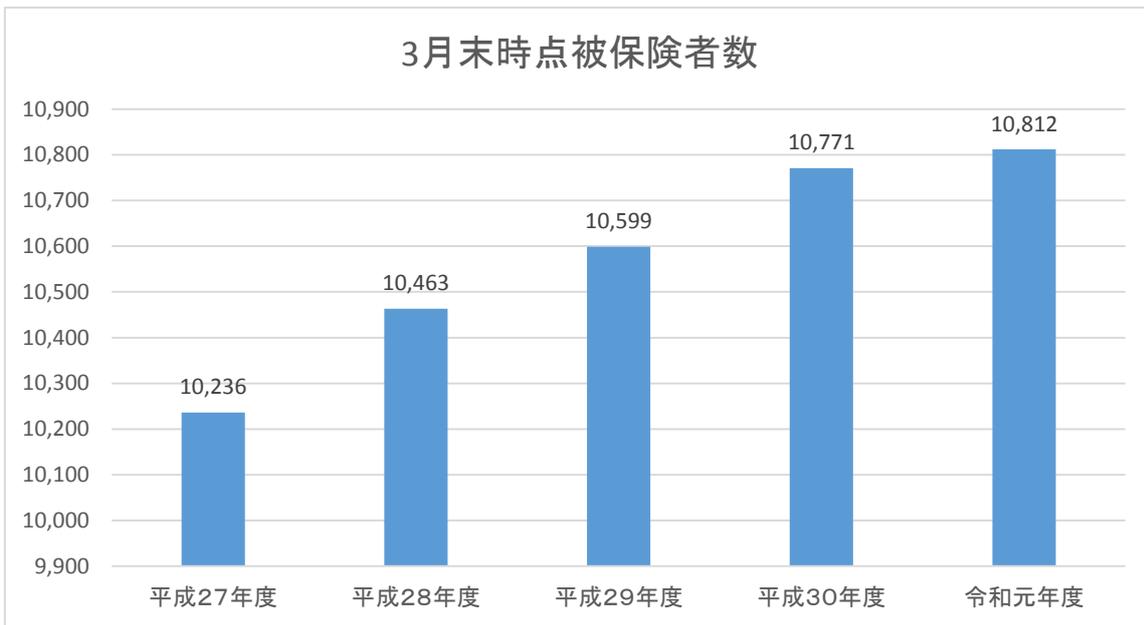
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度(見込)
基金残高	1,146,257	1,029,703	974,269	788,876

令和3年度後期高齢者医療特別会計予算資料

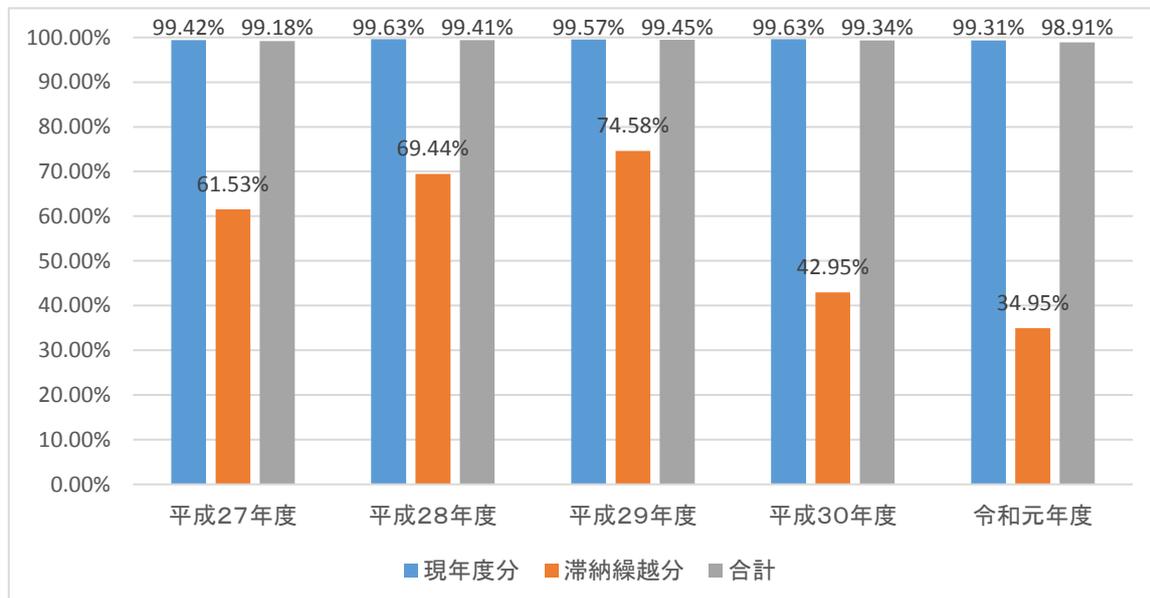
① 保険料率

	平成28・29年度	平成30・令和元年度	令和2・3年度
所得割率	10.52%	10.28%	10.48%
均等割額	52,390円	52,444円	53,847円

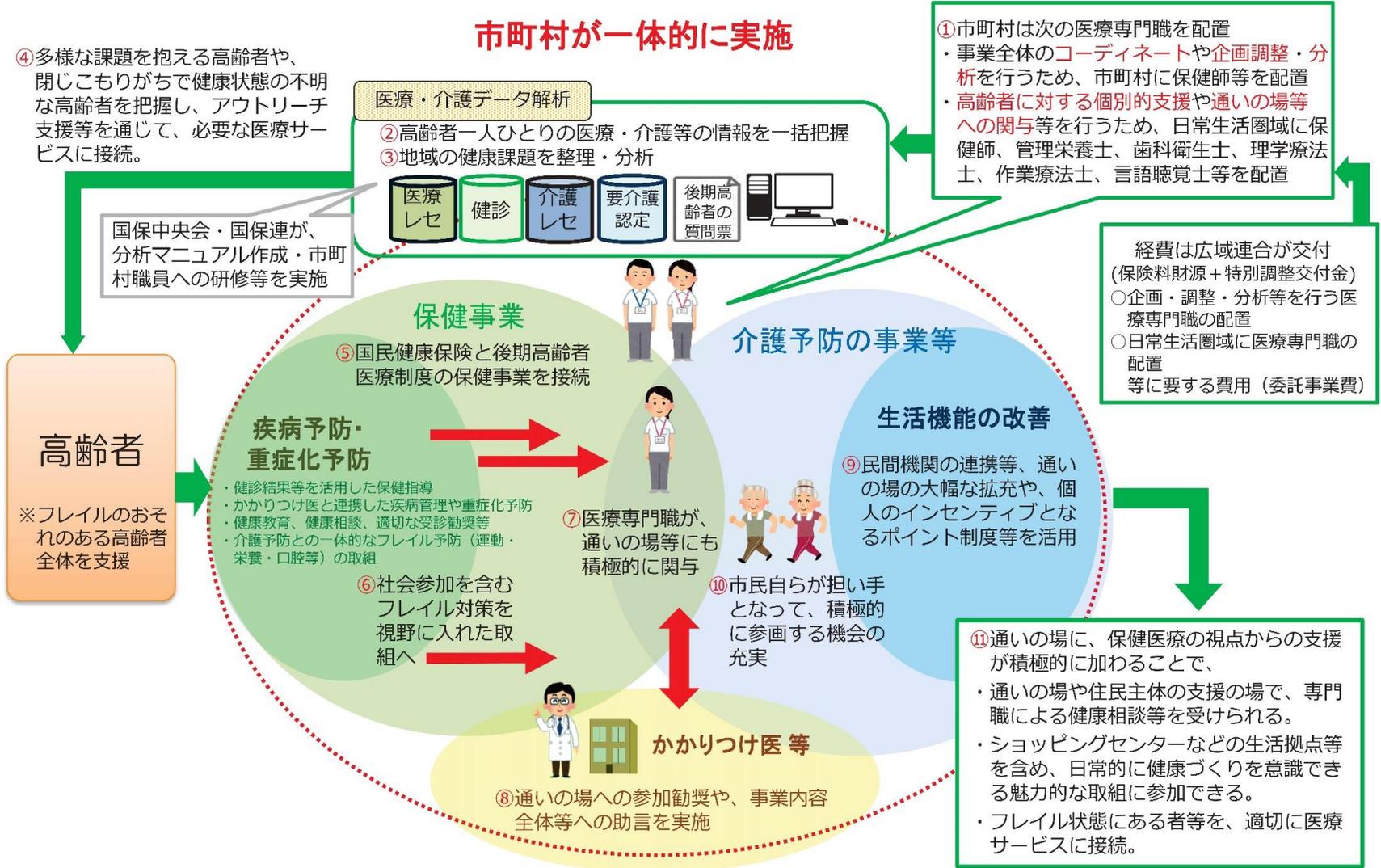
② 後期高齢者医療保険被保険者数推移



③ 後期高齢者医療保険収納率推移



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開(健康寿命延伸プラン工程表)～

「山陽小野田市介護保険条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 1 6 号）の一部を改正する条例」の制定について

1 概要

今回の改正は、「介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）」第 1 1 7 条に規定される 3 年を 1 期とする介護保険事業計画策定及び「介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 1 4 2 号）」の一部改正に伴い、「山陽小野田市介護保険条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 1 6 号）」の一部改正を行います。

2 条例の一部改正の基本的な方針

「介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）」第 1 2 9 条に規定される市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の見込額等を試算し、「介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 1 4 2 号）」第 3 9 条第 1 項で定める基準を標準とし条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料基準額について、介護給付費準備基金を活用する中で、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における介護保険料月額基準額を、平成 3 0 年度から令和 2 年度までと同額の月額 5, 5 0 0 円とします。

また、税制改正による介護保険料への不利益を生じさせないため、介護保険料の所得指標について、「介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 1 4 2 号）」が一部改正されたことから、所要の改正を行うものです。

3 条例の主な改正理由及び内容

条項	改正理由及び概要
第 1 5 条	○ 介護保険料額及び保険料段階 令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料額及び保険料段階を下記のとおりとする。なお、介護保険料の所得指標の合計所得金額について、当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該金額の合計額から 1 0 万円を控除する。（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする。）

				令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)	参考 令和2年度	
		月額基準額		5,500円	5,500円	
所得段階		所得段階の基準		令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)	参考 令和2年度	
				月額保険料	年間保険料	
				年間保険料	年間保険料	
第1段階	基準額×0.3	世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	1,650円	19,800円	19,800円
			課税年金収入額と合計所得金額の合計が ⁸ 80万円以下			
第2段階	基準額×0.45		課税年金収入額と合計所得金額の合計が ⁸ 80万円を超え120万円以下	2,475円	29,700円	29,700円
第3段階	基準額×0.7		課税年金収入額と合計所得金額の合計が ¹ 120万円を超える	3,850円	46,200円	46,200円
第4段階	基準額×0.9	世帯内に市民税課税者がいる場合	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が ⁸ 80万円以下	4,950円	59,400円	59,400円
第5段階	基準額		本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が ⁸ 80万円を超える	5,500円	66,000円	66,000円
第6段階	基準額×1.1	本人が市民税課税	合計所得金額が ¹ 125万円未満	6,050円	72,600円	72,600円
第7段階	基準額×1.25		合計所得金額が ¹ 125万円以上190万円未満	6,875円	82,500円	82,500円
第8段階	基準額×1.5		合計所得金額が ¹ 190万円以上450万円未満	8,250円	99,000円	99,000円
第9段階	基準額×1.75		合計所得金額が ¹ 450万円以上700万円未満	9,625円	115,500円	115,500円
第10段階	基準額×2.0		合計所得金額が ¹ 700万円以上1,000万円未満	11,000円	132,000円	132,000円
第11段階	基準額×2.25		合計所得金額が ¹ 1,000万円以上	12,375円	148,500円	148,500円

4 施行日

令和3年4月1日

第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)における介護保険給付費等の見込及び介護保険料

1. 被保険者数(年度別)

単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率① ※1
総数		40,608	40,363	40,119	39,753	39,387	39,021	98.2%
	第1号被保険者数	21,020	21,006	21,017	20,813	20,609	20,405	98.1%
	第2号被保険者数	19,588	19,357	19,102	18,940	18,778	18,616	98.3%

※1:第8期平均値/令和2年度の値*100

2. 要介護(支援)認定者数

単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率① ※1
総数		3,746	3,838	3,796	3,814	3,831	3,851	100.9%
	要支援1	422	480	464	481	488	494	105.1%
	要支援2	399	429	438	451	448	449	102.6%
	要介護1	1,043	1,109	1,123	1,135	1,146	1,148	101.8%
	要介護2	681	647	625	600	596	595	95.5%
	要介護3	459	478	463	474	485	490	104.3%
	要介護4	455	419	418	410	411	414	98.5%
	要介護5	287	276	265	263	257	261	98.2%
	うち第1号被保険者数	3,677	3,776	3,737	3,755	3,774	3,794	101.0%
	要支援1	416	472	461	478	485	491	105.1%
	要支援2	387	420	430	443	441	442	102.8%
	要介護1	1,030	1,093	1,107	1,118	1,129	1,131	101.7%
	要介護2	668	637	613	589	585	584	95.6%
	要介護3	446	468	454	465	477	482	104.6%
要介護4	450	416	413	405	406	409	98.5%	
要介護5	280	270	259	257	251	255	98.2%	

※1:第8期平均値/令和2年度の値*100

3. サービス別介護給付費

(1) 介護予防サービス見込量

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率① ※1
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
介護予防訪問看護	給付費(千円)	2,693	3,199	4,514	4,746	5,120	5,295	111.9%
	回数(回)	47.5	51.5	69.3	72.2	78.7	81.3	111.7%
	人数(人)	7	10	12	13	15	15	119.4%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,611	1,741	2,045	2,694	2,741	2,743	133.3%
	回数(回)	49.2	54.2	64.5	83.6	85.2	86.4	131.9%
	人数(人)	6	6	7	8	9	9	123.8%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	3,658	2,955	2,339	2,443	2,446	2,535	105.8%
	人数(人)	37	32	26	27	27	28	105.1%
未使用	給付費(千円)							
	人数(人)							
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	36,241	38,692	33,852	39,324	40,066	41,010	118.6%
	人数(人)	105	112	94	108	110	112	117.0%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	2,521	1,618	4,509	3,449	3,482	3,513	77.2%
	日数(日)	40.5	25.2	74.1	56.7	57.2	57.7	77.2%
	人数(人)	5	5	5	7	7	7	140.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	33	0	311	311	311	—
	日数(日)	0.0	0.3	0.0	3.0	3.0	3.0	—
	人数(人)	0	0	0	1	1	1	—
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	14,338	17,344	19,436	20,754	21,024	21,458	108.5%
	人数(人)	248	283	310	329	333	340	107.7%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,836	2,598	2,761	3,305	3,587	4,132	133.1%
	人数(人)	7	8	10	12	13	15	133.3%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	10,185	10,016	9,302	12,624	13,290	14,285	144.1%
	人数(人)	12	13	11	15	16	17	145.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	27,554	19,629	12,352	15,436	15,955	16,580	129.5%
	人数(人)	32	24	15	19	19	20	128.9%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率① ※1	
(2)地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	1,242	720	2,033	2,493	2,495	2,559	123.7%	
	回数(回)	11.8	7.0	19.2	23.4	23.4	24.0	122.9%	
	人数(人)	2	1	2	3	3	3	150.0%	
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	4,437	3,464	2,499	2,514	2,787	2,787	107.9%	
	人数(人)	6	5	5	5	5	5	100.0%	
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,771	2,560	0	3,395	3,397	3,397	—	
	人数(人)	1	1	0	1	1	1	—	
(3)介護予防支援									
		給付費(千円)	17,030	18,923	19,755	21,639	21,864	22,025	110.6%
		人数(人)	321	356	372	405	409	412	109.9%
合計		給付費(千円)	126,118	123,491	115,398	135,127	138,565	142,630	120.3%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※1: 第8期平均値/令和2年度の値*100

(2)介護サービス見込量

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率① ※1
(1)居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	183,937	172,260	174,624	188,112	193,047	196,304	110.2%
	回数(回)	5,799.3	5,373.1	5,450.8	5,844.6	5,995.9	6,096.0	109.7%
	人数(人)	348	354	361	395	403	409	111.4%
訪問入浴介護	給付費(千円)	12,649	12,296	8,512	12,706	12,713	12,845	149.8%
	回数(回)	89	85	58	86.6	86.6	87.5	149.1%
	人数(人)	16	17	13	17	17	17	130.8%
訪問看護	給付費(千円)	47,252	49,213	60,600	63,993	67,266	68,758	110.0%
	回数(回)	757.1	753.7	939.8	988.3	1,036.4	1,061.1	109.4%
	人数(人)	93	104	128	135	140	143	108.9%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	20,573	15,346	16,253	17,524	18,582	19,067	113.2%
	回数(回)	601.0	444.3	464.2	496.7	525.4	539.2	112.1%
	人数(人)	47	40	39	43	45	46	114.5%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	37,768	40,001	41,930	43,498	45,145	46,840	107.7%
	人数(人)	345	362	385	397	412	428	107.1%
通所介護	給付費(千円)	753,119	818,949	834,925	855,243	880,061	899,938	105.2%
	回数(回)	8,992	9,799	9,990	10,261.1	10,559.2	10,793.2	105.5%
	人数(人)	656	711	709	744	762	772	107.1%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	210,786	195,976	177,349	201,357	213,314	219,906	119.3%
	回数(回)	2,107.2	2,013.0	1,847.1	2,104.4	2,229.3	2,291.7	119.6%
	人数(人)	234	233	211	246	259	266	121.8%
短期入所生活介護	給付費(千円)	174,577	167,628	138,782	172,438	175,348	180,216	126.8%
	日数(日)	1,928.1	1,834.8	1,555.4	1,942.0	1,976.5	2,031.2	127.5%
	人数(人)	155	156	127	157	159	162	125.5%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	17,752	10,774	5,073	9,871	9,908	11,934	208.4%
	日数(日)	149.8	94.8	41.4	82.0	82.2	100.9	213.4%
	人数(人)	16	11	7	13	13	16	200.0%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—
福祉用具貸与	給付費(千円)	111,191	109,444	107,735	111,155	113,409	115,577	105.2%
	人数(人)	875	890	906	941	962	986	106.3%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,338	4,476	5,275	6,967	7,496	7,984	141.8%
	人数(人)	14	14	16	22	23	25	145.8%

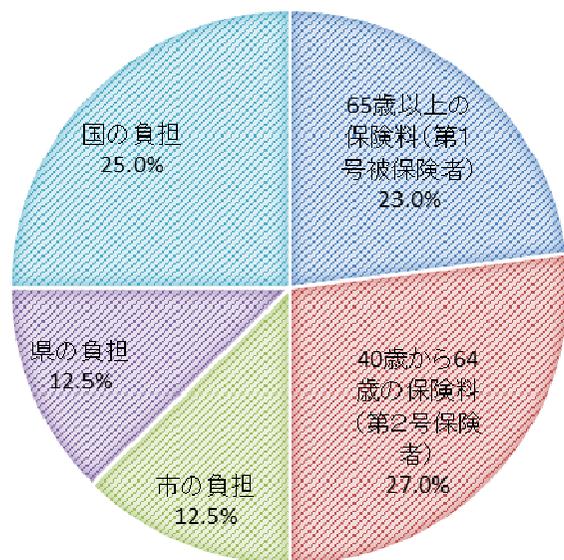
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率① ※1	
住宅改修費	給付費(千円)	12,651	10,473	11,459	16,569	17,240	17,990	150.7%	
	人数(人)	16	16	16	22	23	24	143.8%	
	特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	264,668	266,299	292,878	302,074	301,693	305,854	103.5%
		人数(人)	126	126	138	143	143	145	104.1%
(2)地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	20,305	21,090	24,284	25,886	27,014	28,725	112.0%	
	人数(人)	17	22	24	26	27	28	112.5%	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	427,624	413,568	382,251	472,175	478,660	484,058	125.1%	
	回数(回)	4,524.9	4,364.5	4,043.7	4,940.4	4,986.6	5,035.6	123.3%	
	人数(人)	316	300	284	346	349	352	122.9%	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	230,405	220,635	218,970	222,447	225,921	230,953	103.4%	
	回数(回)	1,801.0	1,713.8	1,712.9	1,740.5	1,775.8	1,808.1	103.6%	
	人数(人)	117	108	97	109	110	110	113.1%	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	150,577	145,571	147,717	145,382	148,008	148,636	99.7%	
	人数(人)	65	67	71	71	72	72	100.9%	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	477,208	486,446	543,788	546,890	550,225	550,862	101.0%	
	人数(人)	164	165	179	179	180	180	100.4%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	—	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	84,526	107,695	105,914	113,137	113,303	113,494	107.0%	
	人数(人)	29	33	32	34	34	34	106.3%	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	112,264	124,400	128,488	133,258	136,469	141,795	106.8%	
	人数(人)	45	48	51	52	53	55	104.6%	
(3)施設サービス									
介護老人福祉施設	給付費(千円)	820,738	824,016	833,335	908,132	911,786	917,792	109.5%	
	人数(人)	279	271	268	290	291	293	108.7%	
介護老人保健施設	給付費(千円)	633,557	656,635	689,986	614,833	532,461	589,681	83.9%	
	人数(人)	210	214	219	194	168	186	83.4%	
介護医療院	給付費(千円)	59,616	114,472	120,386	233,795	355,117	359,347	262.6%	
	人数(人)	14	26	29	56	85	86	260.9%	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	119,152	58,284	20,839	4,017	4,019	4,019	19.3%	
	人数(人)	28	15	5	1	1	1	20.0%	
(4)居宅介護支援	給付費(千円)	230,418	232,034	224,390	238,470	242,537	246,022	108.0%	
	人数(人)	1,530	1,536	1,490	1,569	1,595	1,615	106.9%	
合計	給付費(千円)	5,217,652	5,277,980	5,315,740	5,659,929	5,780,742	5,918,597	108.9%	

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

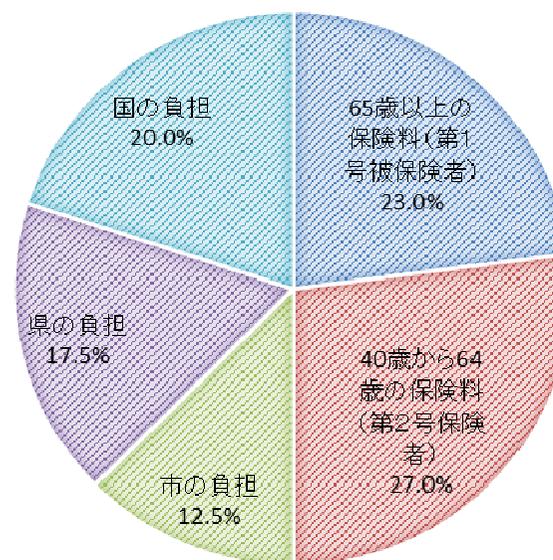
※1: 第8期平均値/令和2年度の値*100

4. 保険給付費の財源構成

居宅サービス給付費の財源構成



施設サービス給付費の財源構成



5. 介護保険料額の算出

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	第8期合計
1 総介護給付費見込額(A)	6,116,796千円	6,238,181千円	6,396,492千円	18,751,469千円
2 地域支援事業費 (B)	231,935千円	243,965千円	255,223千円	731,123千円
3 合計(C) (A+B)	6,348,731千円	6,482,146千円	6,651,715千円	19,482,592千円
4 第1号被保険者負担分相当額(D)(C×負担割合 23%)	1,460,208千円	1,490,894千円	1,529,894千円	4,480,996千円
5 財政調整交付金相当額(E)	313,871千円	320,504千円	328,952千円	963,327千円
6 調整交付金見込交付割合(F)	5.7%	5.5%	5.4%	-
7 財政調整交付金調整分(G)(※1)	359,696千円	354,477千円	351,979千円	1,066,152千円
8 介護給付費準備基金繰入額(H)	150,000千円	150,000千円	150,000千円	450,000千円
9 保険料収納必要額(I) (D-(G-E)-H)	1,264,383千円	1,306,921千円	1,356,867千円	3,928,171千円
10 保険料平均収納率(※4)(J)	99.00%	99.00%	99.00%	99.00%
11 収納率を加味した保険料収納必要額(K) (I/J)	1,277,155千円	1,320,122千円	1,370,573千円	3,967,850千円
12 第1号被保険者数	20,813人	20,609人	20,405人	61,827人
13 所得段階別加入割合補正後の高齢者人口(L)(※3)	20,237人	20,040人	19,841人	60,118人
14 保険料年額(M)(L/J)	-	-	-	66,000円
15 介護保険料月額(N)(M/12)	5,500円	5,500円	5,500円	-

※1 財政調整交付金とは、市町村間の財政力格差を調整するため、後期高齢者の割合と所得段階別の高齢者人数に応じて国から支給される交付金のことです。

※2 保険料の収納率を加味して必要な保険料額を算定します。収納率は99.00%と見込んでいます。

※3 保険料を所得段階に応じた負担とするため、所得段階別の加入割合に基づき人数を調整したものです。

6. 所得段階別介護保険料(月額)

	令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)	参考 令和2年度
月額基準額	5,500円	5,500円

所得段階		所得段階の基準		令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)		参考 令和2年度
				月額保険料	年間保険料	年間保険料
第1段階	基準額×0.3	世帯全員が市民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	1,650円	19,800円	19,800円
			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
第2段階	基準額×0.45	世帯内に市民税課税者がいる 場合	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	2,475円	29,700円	29,700円
第3段階	基準額×0.7		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	3,850円	46,200円	46,200円
第4段階	基準額×0.9	世帯内に市民税課税者がいる 場合	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	4,950円	59,400円	59,400円
第5段階	基準額		本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	5,500円	66,000円	66,000円
第6段階	基準額×1.1	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	6,050円	72,600円	72,600円
第7段階	基準額×1.25		合計所得金額が125万円以上190万円未満	6,875円	82,500円	82,500円
第8段階	基準額×1.5		合計所得金額が190万円以上450万円未満	8,250円	99,000円	99,000円
第9段階	基準額×1.75		合計所得金額が450万円以上700万円未満	9,625円	115,500円	115,500円
第10段階	基準額×2.0		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	11,000円	132,000円	132,000円
第11段階	基準額×2.25		合計所得金額が1,000万円以上	12,375円	148,500円	148,500円

介護保険関係条例における主な改正内容

1 条例改正の趣旨

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める基準(平成18年厚生労働省令第34号)が一部改正されることに伴い、本市関係条例の規定整備を行うもの。

2 省令に定める基準の分類

区 分	省令と条例の関係
従うべき基準	条例は必ず省令に適合しなければならない。
標準とすべき基準	条例は省令の基準を通常よるべき基準とする。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。

3 条例制定の基本方針

省令で示されている3区分を踏まえ「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」いずれも、本事業の推進にあたり効果的でかつ支障をもたらすことがないと判断されるため、すべて省令の基準どおり改正します。

4 主な改正内容

(1) 介護人材の確保・介護現場の業務効率化及び負担軽減

① ハラスメント対策の強化

ハラスメントにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を求める。

② 会議や多職種連携における ICT の活用

サービス担当者会議等でテレビ電話等を活用しての実施を認める。

③ 利用者への説明・同意等及び記録の保存等の見直し

居宅介護支援計画(ケアプラン)や重要事項説明等の利用者等への説明・同意及び記録の保存・交付等の電磁的記録(データ)による対応を認める。

④運営規程等の掲示の見直し

運営規程を掲示だけでなく、閲覧可能な形（ファイル等）で備えおくことを可能とする。

⑤人員配置基準の緩和

夜間対応型訪問介護（指定事業所なし）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（指定事業所数：3）、（介護予防）共用型認知症対応型通所介護（指定事業所なし）及び地域密着型介護老人福祉施設（指定事業所数：1）において、他業務との兼務を認める等人員配置基準の緩和

⑥定員基準の緩和

（介護予防）小規模多機能型居宅介護（指定事業所数：3）において、過疎地域等で市が認めた場合定員を超えることを可能とする。

⑦グループホームの業務効率化

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（指定事業所数：10）において、ユニット数をこれまでの2から、3まで認めることとし、サテライト型事業所基準が創設される。（1ユニット最大9名）

※サテライト型事業所・・・本体事業所とは別の規模の小さい事業所で本体事業所と同様なサービスを提供する事業所。

⑧管理者要件の緩和

令和3年3月31日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は主任介護支援専門員とするが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難な場合（急な退職等）は、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とする。

⑨管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で介護支援専門員が居宅介護支援事業所の管理者である場合、当該管理者が引き続き管理者であるときは、管理者を主任介護支援専門員とする要件を令和9年3月31日まで猶予する。

(2) 感染症や災害への対応力強化

①感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練（シミュレーション）の実地を義務付ける。**（経過措置期間：施行日から3年）**

②業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。（経過措置期間：施行日から3年）

③避難訓練等への地域住民との連携

地域密着型通所介護（指定事業所数：20）、（介護予防）認知症対応型通所介護（指定事業所数：10）において、避難訓練等に地域住民の参加が得られるよう連携に努めるよう求める。

(3) 質の高いケアマネジメントの推進

①ケアプランに位置付けた事業所の割合の説明

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、居宅介護支援事業者は、居宅介護支援計画（ケアプラン）における訪問介護等サービスごとの割合及びサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者へ説明を行うことを求める。

②生活援助の訪問回数が多い利用者の居宅介護支援計画（ケアプラン）作成事業所の点検・検証の仕組みの導入

区分支給限度利用額の利用割合が高く、訪問介護サービスの割合が多い利用者のケアプラン作成事業所の点検・検証の仕組みを導入する。

（令和3年10月1日施行）

(4) サービス提供の適正化

利用者に適正なサービスが提供されるための取組を推進する。

①認知症介護基礎研修の受講の義務付け

医療・福祉関係の資格を有さない者への認知症介護基礎研修受講を義務付ける。

（経過措置期間：施行日から3年）

②サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

夜間対応型訪問介護（指定事業所なし）において、事業所と同一の建物に居住する利用者以外にもサービス提供へ努めることを求める。

(5) 自立支援・重度化防止の取組の推進

①介護保険等関連情報の活用

厚生労働省令で定める介護保険等関連情報を活用し、事業所単位での介護サービスのPDCAサイクルの推進を求める。

②口腔衛生管理の強化

地域密着型介護老人福祉施設（指定事業所数：1）において、口腔衛生管理体制を整備し、口腔衛生の管理を行うことを義務付ける。（経過措置期間：施行日から3年）

③栄養ケアマネジメントの充実

地域密着型介護老人福祉施設（指定事業所数：1）において、管理栄養士の配置を位置付け、栄養管理を計画的に行うことを義務付ける。（経過措置期間：施行日から3年）

(6) 高齢者虐待防止の推進

虐待の発生及び再発防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらを実施するための担当者を定めることを義務付ける。（経過措置期間：施行日から3年）

4 施行日

議案第22号「山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年山陽小野田市条例第33号）の一部を改正する条例」の制定について

令和3年4月1日施行

議案第23号「山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年山陽小野田市条例第18号）の一部を改正する条例」の制定について

令和3年4月1日施行。ただし、第15条第21号の規定は、令和3年10月1日から、附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行。

議案第24号「山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年山陽小野田市条例第45号）の一部を改正する条例」

令和3年4月1日施行

議案第25号「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年山陽小野田市条例第44号）の一部を改正する条例」

令和3年4月1日施行

主な改正項目一覧

項 目	議案 第 22 号 予防	議案 第 23 号 居宅	議案 第 24 号 地域予防	議案 第 25 号 地域
(1) 介護人材の確保・介護現場の業務効率化及び負担軽減				
①ハラスメント対策の強化	○	○	○	○
②会議や多職種連携における ICT の活用	○	○	○	○
③利用者への説明・同意等及び記録の保存等の見直し	○	○	○	○
④運営規程等の掲示の見直し	○	○	○	○
⑤人員配置基準の緩和			○	○
⑥定員基準の緩和			○	○
⑦グループホームの業務効率化			○	○
⑧管理者要件の緩和		○		
⑨管理者要件の適用の猶予		○		
(2) 感染症や災害への対応力強化				
①感染症対策の強化	○	○	○	○
②業務継続に向けた取り組みの強化	○	○	○	○
③避難訓練等への地域住民との連携			○	○
(3) 質の高いケアマネジメントの推進				
①ケアプランに位置付けた事業所の割合の説明		○		
②生活援助の訪問回数が多い利用者の居宅介護支援計画（ケアプラン）作成事業所の点検・検証の仕組みの導入		○		
(4) サービス提供の適正化				
①認知症介護基礎研修の受講の義務付け			○	○
②サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保				○
(5) 自立支援・重度化防止の取組の推進				
①介護保険等関連情報の活用	○	○	○	○
②口腔衛生管理の強化				○
③栄養ケアマネジメントの充実				○
(6) 高齢者虐待防止の推進	○	○	○	○

「特定の事務を取り扱う郵便局」における年度別証明書発行枚数及び利用者数

(単位:枚、人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度(※)	
		本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆
戸籍	謄本	12	6	8	13	9	15	10	10	22	6	5	3
	抄本	8	10	9	5	5	7	2	3	5	5	4	0
附票		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
住民票		81	64	70	68	61	64	70	63	65	56	39	34
住民票記載事項証明		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
印鑑証明		48	56	33	44	38	44	30	39	26	33	23	40
合計		150	137	120	130	113	130	112	116	118	101	77	77
利用者数		124	102	99	110	91	113	94	98	95	88	65	65

※ 令和2年度は令和3年1月末時点での集計